

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次	ページ
条例	
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例 (5・9掲示)	2
◎高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例 に関する条例	2
◎高知県税条例の一部を改正する条例	2
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正す る条例	3

公布された条例のあらまし

◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第58号）

1 条例改正の目的

この条例は、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）が一部改正されたことに伴い、常任委員会のうち総務委員会及び文化厚生委員会の委員並びに議会運営委員の定数について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第59号）

1 条例制定の目的

この条例は、本県の危機的な財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬を時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成19年6月1日から平成20年3月31日までの間、議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号。次の表において「203条例」という。）の規定による額とすること。

区分	203条例の報酬の月額	本条例施行後の報酬の月額
議会の議長	910,000円	899,000円
議会の副議長	830,000円	819,000円
議会の議員	780,000円	769,000円
議会の議員である 監査委員	111,000円	108,800円

(2) 高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成16年高知県条例第62号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成19年6月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成19年5月15日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

- 1 条例改正の目的
この条例は、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）の一部改正に伴い、引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、平成19年5月14日から施行することとした。

条 例

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月9日（掲示済）

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第58号

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「11人」を「10人」に改め、同項第2号中「10人」を「9人」に改める。

第3条の第2項中「11人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成19年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第59号

高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る平成19年6月1日から平成20年3月31日までの間における報酬の月額は、地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「899,000円」と、議会の副議長にあっては「819,000円」と、議会の議員にあっては「769,000円」と、議会の議員である監査委員にあっては「108,800円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止)

2 高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成16年高知県条例第62号）は、廃止する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県条例第60号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
付則第13条中「附則第9条の2第2項」を「附則第9条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成19年5月15日から施行する。

~~~~~  
高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月12日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県条例第61号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表19の項中「第83条第1項」を「第40条第1項」に、「第84条第1項」を「第41条第1項」に、「第85条第1項」を「第42条第1項」に、「第10条第2項」を「第13条第2項」に改め、同表22の項中「昭和22年法律第67号。」を削る。

**附 則**

この条例は、平成19年5月14日から施行する。